



Wave

ウェーブ

No.12

発行：全国司法書士女性会

事務局：司法書士法人 鶴川事務所 内

〒569-1117

大阪府高槻市天神町 1-8-2

寺本ビル 2 階

TEL：072-683-0283

FAX：072-683-8305

全国司法書士女性会 お問い合わせ先 e-mail: takatsuki@office-ukawa.jp 全国司法書士女性会 ホームページ <http://shihosyoshi-joseikai.com>

私達の声は、大きな波となり、願いが叶う日がきっと来る！



【第20総会・第23回女性の集い】

2019年10月5日(土) 滋賀でお会いしましょう！

夏の暑さとともに京都の御池通に蝉がやってくる。元気な蝉の声が好きだ。

(研修)

さて、この蝉の声がきこえなくなる頃の9月28日、10月5日、10月12日と3回連続で全国司法書士女性会は研修を企画しました。

9月28日は毎年恒例の大阪での各士業女性合同研修会、10月5日は滋賀県琵琶湖畔彦根での総会兼債権法の改正、10月12日は初めての試みの東京版合同研修会です(全国司法書士女性会 HP にて詳細を記載しております)。

全国司法書士女性会は研修会を通して各地域の司法書士と男女を問わず研鑽に励み、親睦を図っています。少しずつ少しずつ、男女共同参画社会の実現を目指しています。

(同姓の強制は絶対に必要か)

40年前に選択的夫婦別姓制度の議論が出た頃と、今とでは、状況が大きく変わりました。

世界をみわたしても、同姓を強制する先進国はありません。

一人っ子の家庭も増えています。一人っ子同士の結婚の場合、日本では、どちらかの家庭の姓を選択する必要があります。どちらか選択できなければ、婚姻届は受理されず、結婚はできません。一人っ子同士がこのように、結婚時に悩むことを避けることを社会が考える時期がきたと思っています。

私の息子は、長男ですが、婚姻に際し妻の姓を選びました。姓が変わるということで、少なからず、結婚することに反対の意見

が上がったことも事実です。

別姓を選択できるということが、自由に結婚、出産できる社会の実現に不可欠であることは明らかです。

また、多くの女性が婚姻後も共に働いていく社会において、夫婦の同姓は強制されるべきでしょうか。

日本の行く末を考えると、1日も早く少子化対策、及び、女性活躍社会の実現、ひいては、経済の活性を図る必要があると考えます。

同姓の強制は絶対に必要なのでしょうか。

(旧姓使用者に朗報)

11月より公的証明制度が実現し、住民票・マイナンバーに旧姓が記載されます。旧姓で業務を行っている女性司法書士にとっては朗報です。この制度にご協力下さった内閣府、総務省、法務省の皆様及び国会議員の皆様に感謝しています。

(最後に)

最後に、私の趣味はゴルフです。仲間と共に1日中自然の中で過ごし、ただひたすらに玉をとばすとばすとばす…

そのひとときは何も考えずに過ごすことが出来ます。

大きな木に話しかける。「先日来たね、あれから〇〇年目かな。」

木は私に返事をくれる。「おかえりなさい、ばくも元気だよ。」

ただその楽しさから離れられず、次のゴルフの日程を確認する。

ありがたく、楽しい日々です。

全国司法書士女性会 会長 鶴川 智子

公的な場面でも旧姓を使用することができるよう国に訴えかける活動に最初に協力させていただいたのは平成 25 年でした。

その頃、私は、大阪弁護士会男女共同参画推進本部の一員として、金融機関における旧姓使用の実情等を調査していましたが、その結果、日本社会では旧姓使用に様々な障害があることを痛感し、大阪弁護士会から金融機関等に向けて働きかけができないかという議論をしていたところでした。ですので、全国司法書士女性会の皆さんの活動に強く共感し、協力を願い出たのです。

ご承知のとおり、弁護士会には、職務上の氏名の制度があり、旧姓や戸籍名の簡略字体等（以下「旧姓等」といいます）を通称として用いることを希望すれば、職務上の氏名を登録することができます。これにより、破産管財事件や成年後見事件でも職務上の氏名を用いて活動することが可能です。

ところが、この職務上の氏名は弁護士会や裁判所等の司法機関には通用するものの、金融機関には必ずしも通用せず、少なくとも平成 25 年当時は、支店ごとに取扱いが異なる等混乱した状況にありました。迅速円滑な業務の遂行はもちろん、弁護士業務の一貫性の点からも、広く職務上の氏名が通用することは必要不可欠な重要な課題であり、早急に解決すべき重大な課題でした。

「姓」の問題としては、従前、夫婦別姓選択制度の導入の必要性が訴えられてきましたが、この間、法案提出の機運を逸したり、最高裁判所が夫婦別姓選択制度がないことに憲法違反はないと判決したりと、制度導入にはまだ道のりが必要な状況があります。

人は、氏名と共に人生を歩みます。氏名は単なる識別名称に留まらず、その人の人格を形作る要素の重大な一つです。切っても切り離せない自分の一部を、婚姻という一事によって強制的に切り離される。そして、その犠牲を強要されるのはそのほとんどが女性である。このような状況が正常であるとは到底考えられません。

また、ことに社会に出た後の活動や評価は、その氏名に付随するものであり、まさに氏名は看板そのものです。姓が変わることは、対外的には別個人がそこで誕生したようなもので、元いた「私」と新たな姓の「私」を積極的に繋ぐ作業をしない限り、元の「私」の業績は急に途絶え、新たな「私」の業績が突如始まるのです。このようなことは明らかに不自然で不合理であることは誰

にでも簡単に分かることです。

このようにみると、婚姻時、皆が自由にいずれの姓を名乗るか選択することができることは個人の尊厳を守るために不可欠であると考えられますが、誠に残念ながら、最高裁判所の多数派の理解を得るに至らず、国も動いていません。

そうした中で、現在できる、「まだましな制度」が旧姓等を住民票等に併記させ、旧姓等を公的に使用することができる制度を作るのではないかと思います。士業として働く者には、職業上使用を継続する旧姓に社会的な通用力が与えられること、婚姻に際して姓の変更があっても、旧姓の使用を継続するという選択が容易にできることは何より重要なことと考えられるからです。

平成 29 年 12 月 8 日には、野田聖子総務大臣・上川陽子法務大臣の訪問にも同行させていただき、旧姓等を住民票・マイナンバーカードに併記することにご賛同を得、国も制度の改定に向けて着実に進んでいるというお話を伺うことができました。お二方とも夫婦別姓選択制度に賛同されており、いつか同制度を実現してくださるのではないかと強い期待を抱きました。

このような活動を経て、本年（平成 31 年）4 月 17 日、住民票、マイナンバーカード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。これによって、婚姻等で姓に変更があった場合でも、従来称してきた姓をマイナンバーカード等に併記し、公証することができますようになります。施行は、本年（令和元年）11 月 5 日と間近に迫っています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html

これまでカードを作成することもなく放置してきたマイナンバーですが、是非、住民票に旧姓を併記した上で、マイナンバーカードも作りたいと思います。制度施行後、どのような広がりを見せるかは未知数ですが、これにより旧姓の使用が広がると共に、婚姻時、男性が女性の姓を選ぶことのハードルが下がり、男女が対等に姓の選択について議論することが進めばと思います。そしてその先に、夫婦の姓が同じでなければならないという社会的な呪縛が緩和し、夫婦であっても別姓を選択することができる制度が創設されることを強く願ってやみません。

選択的夫婦別姓制度と女税連

全国女性税理士連盟 会長 毛利 麻子

民法における「選択的夫婦別姓制度の導入」について、平成 3 年に法制審議会で戦後初めて婚姻制度の見直し審議が開始された当初から、女税連は一貫して要望している。税理士の団体がどうして？と疑問に思われる向きもあろうが、昭和 33 年の創立時から、女税連は、納税者目線に立って、女性の社会的地位の向上を旨として対外活動を行っている。

税制は、国民生活に身近で、ライフスタイルの選択において与える影響が大きい。平成 30 年 1 月より「配偶者控除」の収入要

件が 150 万円に拡大されたが、いまだに 103 万円を配偶者手当の支給基準としている企業も多く、また配偶者自身の所得税負担が発生する 103 万円の壁、そして社会保険の 106 万円や第 3 号被保険者 130 万円の壁とともに、ますます複雑になり、就労調整を強いられる状況はなくなっていない。

共働き世帯が主流となり、従来のいわゆる M 字カーブは緩やかになったと報告されているが、他の先進国とくらべると、パートなどの女性の非正規労働が多いのが特徴的である。様々な壁を意識して、就労調整することとなり、女性の経済的自立を阻害し

ている。

本来、個人所得課税は、世帯単位ではなく、個人単位課税を基本としている。しかるに、実務上、夫婦単位で課税関係が把握される制度が、女性個人としての自由な経済活動を阻害している。選択肢がより多く保証され、多様な働き方が可能であるような制度のもとでこそ、女性の活躍推進が期待できよう。

これから益々深刻化する人口減少時代にあつて、生産労働人口の減少が見込まれる中、女性の経済力の強化が期待されている。また、今日のように家族の在り方や人生観、価値観の多様化

の中にあつて、選択に中立で多様なニーズにこたえられる社会制度が求められる。税制度に留まらず、女性が働きやすい環境の整備や社会経済システムの構築が必須である。そのためには、個人単位を基本とした社会システムが合理的である。

女税連は、通称使用といった場当たりのな対処法ではなく、夫婦同姓を強制している現行民法を改正して、選択的夫婦別姓制度導入の必要性を一貫して訴え続けている。家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等、そして民主主義的原理の実現のためには、基本法である民法を改正して根本的解決を図らなければ、日本の現状は変わらない。

選択的夫婦別姓制度について

副会長 大城 節子（東京会）

全国司法書士女性会では、民法を改正し夫婦別姓制度の実現を目指しています。

国の立法不作為を憲法違反として問う所謂「夫婦別姓訴訟」について、2015年12月最高裁判所は上告棄却を言い渡した。理由は「国会で論ぜられ判断されるべき事柄」であるからということだ。

同日、再婚禁止期間違憲判決は、国会議員の立法不作為について「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては…その立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける」とする。

また、1996年発表の法務省「民法の一部を改正する法律案要綱」においては現行の民法750条及び戸籍法74条1号の違憲性を認識済みであるにもかかわらず、以来23年もの長きに亘りその改廃等の立法措置を怠っている。

2018年東京地裁、広島地裁、東京地裁立川支部において「第二次夫婦別姓訴訟」が提訴された。

地方裁判所に対し、民法750条及び戸籍法74条1号が憲法14条1項、憲法24条及び国際人権条約に違反しているにもかかわらず各規定の改正を怠っているため、損害賠償を求めるもの。

加えて、家庭裁判所に夫婦別姓の婚姻届の受理を求める確認訴訟である。

訴訟を支持するとともに関係議員、関係団体と協力しながら、別姓制度実現の為、民法改正を求める活動を積極的に行っています。

令和元年7月28日 民法研修会の報告

理事 大津 則子（東京会）

全国司法書士女性会の令和最初の研修会は、7月28日熊本にて民法研修会を開催しました。昨年、大分での第19回全国司法書士女性会総会の研修会に参加戴いたことが切掛けとなり、熊本県会の竹原久美子司法書士にご協力戴き、熊本での女性会の研修会が実現しました。

講師には、法制審議会民法（債権関係）部会委員として改正に関与された中井康之弁護士をお招きしました。会場はホテル日航熊本、落ち着いた雰囲気の中で、九州各会から十数名の方に参加戴きました。項目毎に質問させて戴く形式にしました。

「第1 はじめに」として行われた改正議論の始まり、制定後約120年が経過した民法の現状、改正の必要性和方向性から法制審議会民法（債権関係）部会における審議の経過と施行まで、についての丁寧な解説は、改正の意義を改めて見直すことが出来て大変有意義でした。

「第2 改正法の概要」では、法定利率の改正、消滅時効の

改正、個人保証の改正、約款規制の新設、契約内容の合理性の担保、損害賠償と解除、債権譲渡、相殺、売買、請負、賃貸借と11項目に亘り、現行民法と改正法、実務への影響、其々の項目の注意点も含め、事例も挙げて講義戴きました。

受講者が関心を持った項目の1つに、個人保証の改正がありました。個人根保証契約で極度額を定めなければならなくなったこと、例として建物賃貸借契約の親族保証です。情誼性に基づく保証のために、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約に関して、公証人による保証意思の確認制度が創設されたこと。この制度は経営者の保証には適用されない、個人経営者の配偶者も経営者としたことについて批判もあり、共同事業者に準じる配偶者に限る制限的解釈論によること。そして新465条10の主たる債務者の経営者の状況の情報提供義務、新458条の2の主たる債務の履行状況の問い合わせに対する回答、新458条の3の主たる債務者が期限の利益を失った時の通知義

務について解説戴きました。受講者からの質問も多く、回答の中で今後の銀行や貸金業者の対応についての予測も伺いました。

第3 改正法の施行に備えての項は、時間の関係で駆け足になりましたが、項目毎に適宜区切って、質問を受付けて回答して戴くことで、今後の問題点が浮き彫りになる場面もあり、改正内容をよく把握することができ、少人数だからこそ実現したゼミの様な

充実した研修会でした。

今年10月5日彦根での第20回全国司法書士女性会総会 研修会の講師も中井先生にお願いしています。続きは次回の研修会でとお伝えして、参加者皆さんと彦根で再会することを楽しみに、研修会は無事終了しました。

3時間で学ぶ債権法改正(熊本版) —民法(債権関係)改正の経緯と改正法の概要 堂島法律事務所 弁護士 中井 康之

第1 はじめに

1 改正議論の始まり

——研究者による改正試案の提示

研究者から改正の提案があった。

経済界や実務界から改正提案があったわけではない。

- 2009年10月 民法改正研究会(加藤研究会)
「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案(仮案)」
- 2009年4月 民法(債権法)改正検討委員会(内田委員会)
「債権法改正の基本方針」
- 2009年1月 民法改正研究会(加藤研究会)
「日本民法典財産法改正試案」
- 2008年10月 私法学会における民法改正研究会報告
「民法改正試案」
- 2008年10月 私法学会における時効研究会の報告
「消滅時効法の現状と改正提言」
- 2008年9月 椿寿夫「民法改正を考える」法律時報増刊

2 制定後約120年が経過した民法の現状

現行民法の制定は、明治29年(1897年)、施行は、明治31年(1899年)以来約120年が経過している。その間、債権法に関して、抜本的改正はない。

そのために以下のような状況にある。

- (1)「条文にはないルール」が機能している現実
たとえば、契約に基づく付随義務としての「説明義務」や「情報提供義務」
⇒ 判例で認められた義務は、条文化するのが適当
- (2)「条文とは異なるルール」が機能している現実
詐欺の第三者保護要件は、条文では「善意(知らないこと)」
しかし、通説判例は「善意無過失(知らないことに過失がないこと)」
⇒ 条文の改正が必要不可欠
- (3)判例・学説によってルールが補充されている
たとえば、詐害行為取消権は3か条、債権者代位権は1か条
要件や効果の詳細は、条文を読んでもわからない。
判例や学説を調べなければわからない。
⇒ 判例法理は明確化すべき
- (4)判例・学説でも見解の分かれている論点が少なくない
解釈で事案に応じた解決をしている。しかし、予測可能性が低い。

⇒ 解釈論で争うより、契約のルールは明確にしたほうが良い

- (5)現在の経済事情に適合しない

法定利率が5%の固定

⇒ 近時の金利水準に比べて高すぎる、金利水準に連動させるべき

債権譲渡禁止特約の効力が強すぎる

⇒ 無効とすると売掛債権等の流動化が阻害される

- (6)法律専門家のみが知っているルールがある

普通の人を読んでも理解できない

原則となるルールが書かれていない(例外となるルールが書かれている)

たとえば、弁済について「第三者も弁済できる」(474条)から条文が始まる

⇒「弁済により債権は消滅する」という基本ルールを明らかにする(新473条)

- (7)「世界の標準ルール」と異なる「日本独自のルール」がある

取引ルールの国際化を考えなくてよいのか。

海外から見て日本の取引ルールが見えにくい。

3 改正の必要性

- (1)「改正は必要ない」、という意見

2の問題がある、しかし、特に実務では困っていない。

法律は古くても、契約は、当事者の合意が優先するし、合意で補充できる。

日本では、判例や学説がルールを補充し、実務が法律をカバーしている。

民法の条文を改正すると、混乱が生じる、その弊害のほうが大きい。

- (2)「改正は必要である」、という意見

2の問題がある、改正しないと解決できない問題がある。法定利率や消滅時効はその典型。

判例や学説で補充されているとしても、わかりにくいルールを放置する理由にはならない。

海外(ヨーロッパやアジア)では契約法の改正が行われている。日本のみ世界の標準ルールから外れたものとなる(民法のガラパゴス化)。

その結果として、日本におけるルールが見えにくい。日本への海外からの投資が増えない。

⇒ 日本経済の活性化のためにも改正は必要

4 改正の方向性

——「契約関係の国際標準化へ」

(1) 社会・経済の変化に対応する

- ① 金利は経済情勢にあわせる（変動金利制の導入）
- ② 消滅時効の時効期間を単純化する
- ③ 広く利用されている約款を規制する（法的根拠を与える）
- ④ 個人保証を制限し、保証人の保護を図る
- ⑤ 債権の流動化を図るための債権譲渡法制を改正する
- ⑥ 情報量格差や交渉力格差に対して配慮する（説明義務、情報提供義務）

(2) わかりやすいものとする

- ① 契約締結の自由、契約内容の自由、契約は守られるべきもの、その原則を明らかにする。
- ② 判例法理を明文化する。
- ③ 信義則や一般法理を明文化する（改正法には盛り込むことができず）。
- ④ 「詐害行為取消権」や「差押えと相殺」は、倒産法と平仄を合わせる。
- ⑤ 消滅時効期間を単純化し、時効障害事由をわかりやすくする（「更新」と「完成猶予」に整理）。

5 法制審議会民法（債権関係）部会における審議の経過と施行まで

2009年（平成21年）10月28日総会にて、諮問第88号

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

(1) 民法（債権関係）部会の設置

構成メンバー：委員19人、幹事18人

約半数が研究者、他に弁護士、裁判官、法務省、内閣法制局、その他関係官庁

ユーザー代表は、5人のみ

銀行、経団連、商工会議所、労働組合、消費者団体から各一人←民法のユーザー（実務家）が少ない、という批判があった
法務省の立場

⇒ 基本法の改正だから、ユーザー、利害関係団体の意見に左右されたくない研究者主導を計画するが、事実上、「頓挫した」（内田先生の言葉）

(2) 審議状況に関する情報開示

法務省の法制審議会のホームページで審議状況（議事録）と資料を全て公開

議事録は、題名主義。部会に提出された資料や委員メモも開示

(3) 審議の経過

- ① 2011年5月 「中間的な論点整理」の公表（約500項目）
- ② 2013年3月 「中間試案」の公表（約250項目）
- ③ 2015年2月 要綱案を部会決定、要綱を法制審議会決定（約200項目）

(4) 改正法の成立

2015年3月 民法の一部を改正する法律案として第189通常国会に提出

安保関連法規の審議のために審議入りができず

2017年5月 成立、公布（6月2日）

(5) 施行

2020年4月1日 施行

- 原則：改正法は、施行日以降の法律行為（契約等）から、適用される。
- 例外：定型約款に関する規律は、施行日前に締結された定型取引にかかる契約にも適用される。

第2 改正法の概要

1 法定利率の改正

——「命の値段が変わる!!」

2020年3月の交通事故で死亡した場合と、4月の交通事故で死亡した場合

(1) 現行民法（404条）

- 法定利率は、5%。遅延損害金も、5%。中間利息控除も、5%
今日の経済情勢の下で、年利5%は高すぎる。
利率は、経済状況によって変わるべきもの
世界の潮流も変動制を採用している

(2) 改正法（新404条）

- 改正法施行時の法定利率は3%を予定。その後、3年ごとに見直す。
- 緩やかな変動制を採用する。
過去の短期貸出金利の60ヶ月平均値の変動に合わせて、1%単位で変動させる。
- 遅延損害金の利率も、中間利息控除も、法定利率でおこなう。
逸失利益の計算において、5%か3%かで、損害額の計算結果が大きく異なる
- 商事法定利率6%の特則（商法514条）は廃止

(3) 実務への影響

- 合意で決めることのできる利息などには影響しない。合意の及ばない場面で影響する。
- 交通事故や労災等の事故における人身損害賠償額が変わる。
- 保険契約とりわけ保険料へ影響
⇒ 2020年からおそらく自動車保険などの保険料は高くなる??
- 損害賠償請求訴訟の訴訟対応へ影響
⇒ 定期金賠償や一律に賠償額を決める方式へ（不法行為法の改正につながる）

2 消滅時効の改正——原則的な時効期間と起算点

——「飲み屋の付けの消滅時効は、1年から5年に」「契約債権の時効期間は、原則5年」

(1) 現行民法（166条、167条）

- 権利を行使できるときから10年
- 商行為に基づくときは、権利を行使できるときから5年
- たくさんの短期消滅時効の定めがある。しかし、合理的とはいえないから廃止。
飲み屋のつけは1年、売買代金債権は2年など

医師の報酬は3年だけど、弁護士の報酬は2年など

(2) 改正法 (新 166 条、167 条)

- 権利を行使できるときから 10 年、または、権利を行使できることを知った時から 5 年の、いずれか早い方とする。

⇒ その結果、契約に基づく債権は、原則、弁済期から 5 年となる。

但し、生命身体の損害賠償請求権は、20 年と 5 年 (被害者の保護)

不法行為に基づく生命身体の損害賠償請求権も、20 年と 5 年 (新 724 条の 2)

- 短期消滅時効は廃止。しかし、特別法に基づく短期消滅時効は残る。

賃金 (残業代) は 2 年、退職金は 5 年、生命保険は 3 年

- 新しい時効の完成停止事由を創設 (新 151 条)

協議を行う旨を書面で合意すれば、時効は合意時から 1 年間完成しない

⇒ 和解協議を進めているが、金額の合意ができない、協議を続けたいが、時効完了期間が近づいているときに、訴訟提起をするのは不経済

(3) 実務への影響

- 債権管理 — 原則 5 年

請求権の証拠は 5 年間、同様に弁済の証拠も 5 年間は保存すべき。

⇒ 取引関係書類の保存期間は、5 年間となろう

- 特別法による短期消滅時効が残る点に留意

賃金債権 (残業代債権) は現状 2 年 (労基法 115 条)

— 労働債権の消滅時効期間は、現在、厚労省の労働政策審議会で審議中

3 個人保証の改正

——「保証人保護の拡充」⇒「個人保証は、慎重に」

(1) 根保証の改正

- 極度額規制の拡充 (新 465 条の 2)

個人根保証契約一般に拡大 (極度額を定めなければ、無効)

建物賃貸借契約の (親族) 保証

取引基本契約における (経営者) 保証

- 確定事由の拡充 (新 465 条の 4)

個人根保証契約一般に一部拡大

保証人の財産に対する強制執行

保証人の破産手続開始

主たる債務者または保証人の死亡

⇒ 主債務者の破産や主債務者の財産に対する強制執行は確定事由ではない

(2) 公証人による保証意思の確認制度の創設 (新 465 条の 6)

- 保証は、親しい人から頼まれるから断りにくい (情宜性がある)、リスクがわかりにくい、予想外の負担を負うことになりかねないことから、公証人による保証意思の確認がなければ保証契約は締結できないこととした。

具体的には、公正証書で、「保証債務を履行する意思を表示」することが求められる。

対象となるのは、「事業のために負担した貸金等債務を主た

る債務とする保証契約」

- 批判：情宜性に基づくときは、意思確認をしても意味がない。意思確認と同時に公正証書で保証契約も締結し、強制執行認諾文言が入る可能性

かえって、強制執行を容易にするのではないか。

(3) 経営者保証は例外とする (新 465 条の 9)

- 経営者は保証のリスクを把握できるから、公証人による保証意思の確認は不要とする。

⇒ 対象は、取締役、主要株主、事業者の配偶者

- 批判：個人経営者の配偶者も「経営者」としたことについて、立法論的批判が強い。

⇒ 制限的解釈論 (共同事業者に準じる配偶者に限る)

(4) 実務への影響

- 保証をとる場合、常に「極度額」規制に留意する

貸金等債務について個人保証契約を締結する場合は慎重に行う

保証人が経営者でない限り、公証人役場へ行く必要があることに留意

- 個人保証に頼らない実務へ

4 約款規制の新設

——「約款は、当然に契約内容となる」だから「約款の内容は、不当であってはならない」

⇒ 経団連委員が最後まで反対した改正条項。その結果、限定的な約款規制となった。

経団連は、事業者間契約に対する約款規制に否定的意見 (交渉に委ねるべき)。

(1) 定型約款 (新 548 条の 2 第 1 項)

- 定型約款とは、「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」

- 定型取引とは、①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、②その内容の全部又は一部が画一的であることが、その双方にとって合理的なもの

- 要件：「定型約款を契約内容とする旨を表示すること」のみ

- そうすると、「定型約款」は、約款の内容を知らなくても、契約内容となる。

(2) 不当条項 (新 548 条の 2 第 2 項)

- 取引上の社会通念に照らして相手方の利益を一方的に害する条項は、契約内容とならない (効力を認めない)。

- 不意打ち条項も、相手方の利益を害する場合には、契約内容とならない (効力を認めない)

- 消費者契約法 10 条は、当該条項が無効となる。約款規制では、そもそも契約内容とならない点で異なる。

(3) 変更 (新 548 条の 4)

- 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更条項の有無とその内容、その他変更に係る事情に照らして合理的なものは、同意なくして変更できる。

⇒ 約款を準備する事業者側の一番のメリット

(4) 実務への影響

- 契約の雛形を再点検すべき。特に、不当条項や不意打ち条項

がないか、確認する。

従来の約款についても、改正法に基づき、不合理な条項の変更ができるので、従来の契約書も再点検すべき(附則 33 条 1 項)。

- 定型約款は、いつでも誰でも見ることができるようにすることを忘れない。できるだけ、約款の内容を開示する(情報提供をする)ことがトラブルを防ぐことになる。

5 契約内容の合理性の担保

——「合意は尊重するが、契約内容は公正かつ衡平に」

(1) 合意の尊重

- 合意は尊重する。
- 契約(合意)内容の重視に対する危惧がある。
「社会通念」による規範的解釈の必要性(弱者保護の観点)
他方で、「社会通念」に対する危惧もある。
合意した「契約内容」を「社会通念」が上書きすることの危険性
- 「契約内容」の確定は、契約の解釈問題
⇒ 契約の内容は、契約の文言だけでなく、契約の目的、契約締結の経緯、取引上の社会通念等も考慮して定まる。

(2) 「合意」を補完する仕組み

- 対等の交渉を確保する(契約に至る過程の問題)
情報提供義務・説明義務の必要性(しかし、明文化されず)
保証契約のみ情報提供義務を定める(新 465 条の 10、新 458 条の 2、3)
- 真意の確保(契約の成立の問題)
消費貸借:「書面による諾成契約」(新 587 条の 2)
第三者保証:公証人による保証意思の確認(新 465 条の 6)
- 契約内容の不当性の排除(契約の内容の問題)
定型約款における不当条項規制や不意打条項規制(新 548 条の 2 第 2 項)
信義則に照らして排除する
公序良俗違反による無効
暴利行為は採用されず
- 対価的均衡の確保(契約内容の公平性の確保)
代金減額請求権(新 563 条)
報酬減額請求権(599 条による新 563 条の準用)
賃料の当然減額(新 611 条)
割合的報酬請求権(請負:新 634 条、委任:新 648 条 3 項、雇用:新 624 条の 2)

(3) 実務への影響

- 契約内容は、交渉次第で決めることができる。しかし、情報量格差や交渉力格差を悪用した交渉は控えるべき。契約の信義を重んじ、公正・衡平を旨とするように努める。

6 損害賠償と解除

——「契約は守らなければならない」

不履行の相手方の救済(損害賠償)と契約の拘束力からの解放(解除)

(1) 損害賠償(新 415 条)

- 契約不履行があると、原則として、損害賠償義務を負う。

つまり、「契約は守らなければならない」、「守れないときは、相手方に損害を賠償しなければならない」

- 損害賠償義務を免れるのは、契約の趣旨に照らして、債務者に帰責事由がない場合。
天災地変による場合
当事者がそのようなリスクを引受けていなかったとき

(2) 解除

- 催告解除(新 541 条)と無催告解除(新 542 条)の 2 本立て
- 現行法は、債務者に帰責事由があるときに解除できる。改正法は、債務者に帰責事由がなくても契約を解除できる。
⇒ 解除を、契約の拘束力からの解放制度と位置付けた。
- 債権者に帰責事由があれば(債権者のせいで契約の履行ができない場合)、解除できない。

(3) 実務への影響

- 契約を履行できなければ、原則、損害賠償義務のあることに留意
- 相手方が債務を履行できなければ、債権者は契約を解除して、他との契約ができる。
⇒ その結果、債権者は、代替的取引ができる。

7 債権譲渡——譲渡禁止特約

——「売掛金債権の流動化の促進」

(1) 現行民法(466 条 2 項)

- 譲渡禁止特約付き債権の譲渡は禁止される。譲渡しても無効。
- 現行民法のもとでは、中小企業は、大企業に対する優良な売掛金債権を持っていても譲渡禁止特約のために、資金調達に使えない。
⇒ 債権譲渡の自由を拡大し、中小企業の資金調達に資する制度に改正すべきとの意見
(経済産業省や中小企業庁からの意見)

(2) 改正法(新 466 条)

- 当事者が、債権譲渡の禁止を合意しても、債権を有効に譲渡できる(譲渡は有効)。
- 債務者の弁済先を固定する利益は保護する(譲渡禁止特約は、弁済先固定特約として有効)
債務者は、譲渡人に払えば免責される
債務者は、譲渡人に対する債権と相殺できる。
但し、譲渡人は、債務者から回収した代金を、債権譲受人に引き渡すことになる。
- 権利供託と義務供託の制度を新設
権利供託(債務者の保護)
義務供託(債権譲受人の保護)
⇒ 供託金の還付請求権は、譲受人にある
(譲渡は有効だから債権は譲受人に帰属する)

(3) 実務への影響

- 債権譲渡禁止特約を締結しても、債権は譲渡できることを知るべし。
債務者は、弁済先を固定する限りで利益を受け、それで満足すべし。
- 債権者としては、譲渡が禁止された債権を担保に資金調達が可能となることが期待される。

- 金融機関も、譲渡禁止債権を担保に融資をする実務を形成すべき。
 - ⇒ これで売掛金による資金調達が円滑に進むようになるかは、今後の実務次第か。
- ## 8 相殺
- 「債務者の合理的相殺期待を保護」
- ⇒ 相殺できる反対債権の範囲を拡大した
- (1) 差押えと相殺 (新 511 条)
- 差押前に取得した債権との相殺は、差押債権者に対抗できる (新 511 条 1 項)。
 - 差押後に取得した債権との相殺は、原則として、差押債権者に対抗できないが、差押え前の原因に基づいて生じた債権との相殺はできる (同条 2 項)。
 - 従来の無制限説をさらに拡大し、原因が差押え前にあれば、相殺期待を保護すべきとする考え方を採用した。
- (2) 債権譲渡と相殺 (新 469 条)
- 対抗要件具備前に取得した債権との相殺は譲受人に対抗できる (新 469 条 1 項)
 - 対抗要件具備後に取得した債権との相殺は、原則として、譲受人に対抗できないが、対抗要件具備前の原因に基づいて生じた債権との相殺はできる (同条 2 項 1 号)。
 - さらに、対抗要件具備後の原因に基づく将来債権については、同じ契約に基づく反対債権との相殺を認める (同条 2 項 2 号)。
 - 差押と相殺の自働債権の範囲より、さらに拡大した。
 - ⇒ 債務者の相殺期待を保護することにより、将来債権の発生を確保することを目的とする。
- (3) 実務への影響
- 債務者にとって、相殺できる自働債権の範囲が拡大したことに留意
 - 債務者にとって、債権者が信用力に乏しくても、当該債権者と取引を継続するリスクは相対的に減少したと言える。
 - 譲渡債権と相殺できる反対債権の範囲を拡張したことについては、債権譲渡取引を阻害するとの意見もある。
- ## 9 売買
- 「合意した品質性能の目的物を引き渡す」
- (1) 売買における「瑕疵担保責任」
- 「契約責任」として再構成
 - 「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」 (新 562 条 1 項) は、債務不履行責任を負う。
- (2) 売主の担保責任の具体化—買主は何ができるか
- 追完請求 (改正法 562 条)
 - 目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完
 - ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完ができる。買主と売主で希望する追完の方法が異なるときの調整規定と位置付けられる。

- ⇒ 買主は、欠陥があるから、新品を引き渡せ
 - 売主は、修理をするから、それで我慢してくれ
 - 代金減額請求 (新 563 条)
 - 売主に帰責事由がなくても減額できる。対価的の均衡を確保するためのもの。
 - 意思表示により減額される (形成権)。
 - 損害賠償請求 (新 415 条の問題)
 - 追完請求とは別に損害賠償請求ができる。
 - 解除 (催告解除及び無催告解除、新 541 条、542 条の問題)
 - 修補を求めたが修補をしないとき、(不履行が軽微でないとき)、解除できる
 - 修補が不能であるために、契約をした目的を達成できないときは解除できる
- (3) 期間制限 (新 566 条)
- 目的物の種類又は品質に関する不適合の場合、「不適合を知った時」から 1 年以内に、「不適合の事実」の通知を要する。現行法より緩和した。
 - ⇒ 通知をしないときは、追完請求権、損害賠償請求権を失う
 - 通知をしたら権利は保全されるが、その権利は、消滅時効にかかる。
- (4) 実務への影響
- 給付すべき品質や性能は、契約で決まることに留意。きちんと合意すべき。
 - 目的物の品質性能に関する合意がないときは、社会通念や業界の慣習等に従い、品質性能は決まる。
 - それでも決まらないときは、「通常有すべき品質性能のある目的物」を引き渡すべきことになろう。
 - 買主としては、契約に適合しない目的物の給付を受けたときは、すみやかに売主にその事実を通知するように心がける。
 - 売主としては、その通知があれば、将来の損害賠償請求に備えて、契約に適合している証拠をきちんと残すように努める。
- ## 10 請負
- (1) 契約不適合責任 (担保責任)
- 売買の規律の準用 (559 条)
 - 追完請求
 - 報酬減額請求
 - 損害賠償
 - ⇒ 修補に代わる損害賠償もできる。
 - 解除
 - ⇒ 催告解除 (新 541 条) もできるが、不履行が軽微の場合は解除できない。その「軽微」の解釈問題が生じる。
 - 請負の特則
 - 期間制限 (新 637 条)
 - ⇒ 知った時から 1 年以内に通知しなければならない
 - 注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合の場合、追完請求等はできない。ただし、請負人が材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、追完請求ができる (新 636 条)
- (2) 割合的報酬
- 「仕事の結果が可分」であり、かつ、「注文者に利益」のあるとき、

利益の割合に応じて報酬を請求できる（新 634 条）
仕事が完成できないことについての請負人の帰責性を問わない。

また、注文者の帰責事由の有無も問わない（法文はその一部を表現している）

⇒ 注文者に帰責性のあるときは、全部の報酬請求ができる（新 536 条 2 項）

従来の判例法理の明文化

➤ 役務提供契約に共通のルール

委任 新 648 条 3 項（原則ルール）

すでにした履行の割合に応じて報酬請求できる

新 648 条の 2（成果に対して報酬を支払う場合）

成果型の場合は、請負に規律（新 634 条）を準用

委任者に帰責事由があつて委任事務ができないとき

全部請求ができる（新 536 条 2 項）

寄託 新 648 条の準用（新 665 条）

すでにした履行の割合に応じて報酬請求できる

寄託者に帰責事由があつて受託できないとき

全部請求ができる（新 536 条 2 項）

雇用 新 624 条の 2

すでにした履行の割合に応じて報酬請求ができる

使用者に帰責事由があつて労働に従事できないとき

全部請求できる（新 536 条 2 項）

11 賃貸借

(1) 敷金の明文化

- 敷金の定義を明文化した（新 622 条の 2 第 1 項本文）。
- 敷金返還請求権の発生要件とその額を明文化した。
- 債務の敷金への充当ルール（同条 2 項）

(2) 契約終了時の原状回復義務について明文化

- 賃借人の原状回復義務を明文化した（新 621 条）。
→ 通常損耗及び経年変化によるものは除外。ただし、任意規定だから、特約で排除できる。
使用賃貸の場合は規律が違う（新 599 条 3 項）

(3) 賃貸物の修繕

- 賃貸人の修繕義務（新 606 条）
原則、賃貸人が修繕義務を負う。
例外、賃借人に帰責事由がある場合は、賃借人が負う。
- 賃借人が修繕をできる場合（新 607 条の 2）
賃借人が賃貸人に通知したが、賃貸人が相当期間内に修繕をしないとき
急迫の事情があるとき

(4) 賃料の当然減額

- 賃借物の一部が滅失等により使用収益できなくなったとき（新 611 条 1 項）
割合的に当然に減額。減額の意味表示は不要。
- 賃借人からの解除権（同条 2 項）
残存部分だけでは契約目的を達成できない場合は、賃借人は解除できる。

(5) 妨害排除請求権

- 対抗要件を具備した場合に、第三者に対する妨害排除請求が

できる（新 605 条の 4）

判例法理の明文化

(6) 賃貸人たる地位の移転

➤ 原則（新 605 条の 2 第 1 項）

不動産の所有権が移転したとき、賃貸人たる地位は譲受人に当然移転する。

⇒ 契約上の地位の移転（新 539 条の 2）の特則

➤ 例外：留保特約について新しい規律を明文化（同条 2 項）

不動産の譲渡当事者で賃貸人たる地位を譲渡人に留保する特約の効力を認める。

(7) 実務への影響

- 多くの改正項目は、これまでの考え方を整理したものすぎない。
- 不動産を譲渡しても賃貸人たる地位を残す制度は、新設で留意が必要。
不動産の流動化ビジネスからの要請

第 3 改正法の施行に備えて ～施行までに検討・準備すべきこと

(1) 債権の時効管理について注意喚起

原則 5 年

債権の請求の根拠は、5 年間の保存

債権の弁済の証拠も、5 年間の保存

(2) 定型取引に係る定型約款の見直し

定型約款準備者の場合、定型約款に不当条項等が含まれていないか、チェックを要する。

契約の際に、相手方に定型約款を契約内容とするものの表示方法を検討する。

約款の内容を変更することの要否と当否を検討する。

(3) 保証契約の見直し

取引債務を取引先の会社代表者等に保証させている場合

賃貸借保証の場合

根保証規制が及ぶことから、極度額の定めは必須（定めがなければ無効）

新規に保証契約を締結する場合だけでなく、締結済みの保証契約も留意すべき

(4) 債権譲渡禁止特約の見直し

仕入先債権者等が中小企業の場合、債権譲渡の一律禁止は、再検討する。

仕入債権等の流動化に資する手当を検討することが求められる。

取引基本契約における債権譲渡禁止特約の位置づけを改める。

譲渡禁止特約付債権を債権者が譲渡したことを理由に、取引を中止することは慎重に

(5) 合意の尊重の趣旨を理解する（周知する）

当事者の交渉の結果としての合意は尊重する。

しかし、裸の合意を無条件で認めるものではない。合意内容の解釈問題となる。

契約の締結交渉過程、契約内容、契約の解除・終了、契約終了後の処理を通じて、信義則が機能することを忘れてはならない。

(6) 経過規定（附則）に注意

施行日前の法律行為については現行法、施行日後の法律行為について改正法が適用される。

継続的取引契約（賃貸借契約・業務委託・保証など）は、施行日後も現行法の規律が及ぶ。

しかし、契約を更新すれば、改正法が適用される。

現行法か改正法か、適用関係が個々の契約ごとに分かれないうように管理するのが望ましい。

任意規定は、今からでも契約に改正法の内容を取り込むことは可能（むしろ、好ましい）

施行日前に締結する契約についても改正法の内容を先取りする

たとえば、取引債務について経営者保証を求める場合は、極度額の定めを入れる

締結済みの継続的契約についても、改正法を適用する実務的対応が望まれる

改正法の内容を取り込んで変更契約を締結する。

仕事と子育ての両立について ～中途半端が丁度良い!?～

全国司法書士女性会 副会長 赤羽 彩美

私は保育園年長の男児の母であり、そして司法書士である。

仕事と子育ての「両立」というタイトルであるが、最初に言っておく。両立など全く出来ていなく、そして両方ともに「中途半端」である。

少子化の日本、女性の社会進出は絶対であり、社会も（一応）その方向で進んでいる。司法書士においても女性の活躍が求められており、それを実感している。そこで、これから子供を産み、子育てと仕事を両方楽しみたい!という女性司法書士に、そしてその他の司法書士にも、子育て中の司法書士の実情を少しでも感じて頂ければと思い、私の日常を、そして思っていること・感じていることを、ちょっとお伝えできれば幸いである。

先日、ある方から、「お礼をしたいのだけれど、何がよい？」と言われたとき、一番に思い浮かんだものは、「時間」である。時間は作るものと言うけれど、子育て中の司法書士には、1日24時間では到底足りず、時間を作り出そうにも、しなければならぬ事が多すぎ、時間を作っても作っても足りないのが実情である。けれど、時間は限られており、仕事も子供も待つてはくれない。そこで、工夫をする必要がある（ちなみに、睡眠時間を削るのはお勧めしない。子供を産んで6年間、万年睡眠不足が原因であろう肺炎・骨折・風邪・難聴・虫歯…と満身創痍。睡眠不足は一番の大敵である）。買い物はインターネットで、洗濯物干しは乾燥機にお任せ。そして、子供の遊び相手には、時々「テレビ」の力も借りてしまう。理想の母には程遠い。それでもいつも（なるべく）笑顔の母でいたいと思う。そこで、借りられるものは借り、使えるものは使うべきと思う。

そして仕事においては、現代社会は便利になったもので、イン

ターネットの環境があれば事務作業などは事務所に居なくとも出来てしまうのである。私の場合は、自宅でも仕事ができるように遠隔で事務所のパソコンを操作できる環境にし、早朝に自宅で仕事をしたり、休日に自宅で仕事をしたりして、少しでも仕事をする「時間」を作り出している（ただ、これについては家にいても常に仕事出来る環境であるので、家に居ても司法書士から離れられず、母に成り切れないのが問題である。やはり中途半端である）。それでも時間は足りず、保育園のお迎えの時間がくれば、仕事は途中でも中断しなくてはならない。途中になってしまった仕事は事務所の同僚にお願いすることに。これが一番精神的に辛いところである。

このように何とか母としての時間、司法書士としての時間を作ってもやはり「時間」は足りず、キャパオーバーの私はついつい子供に怒ってしまったり、事務所の同僚に負担をかけてしまったり。いつもいつも「申し訳ない」という気持ちでいっぱいである。

このような慌ただしい毎日にてんてこ舞いであるが、6年間、何とか司法書士として、母として生きてきた。時には、こんな忙しすぎる毎日に息切れしそうになるけれど、何とかここまで来ることが出来たのは、司法書士の仕事も子育ても楽しいからである。私は司法書士の仕事も息子も愛すべきものであり、大好きなのだ!そして…何事も「中途半端」が丁度良いのかも!と思う。

こんな中途半端な司法書士であり母である私が毎日楽しく過ごせているのは、やはり周りの人の協力があってこそである。事務所の皆、そして息子・夫よ、いつもありがとう。これからもよろしくお願いします!

金武先生が住むカンボジアを訪ねて

全国司法書士女性会 理事 布田 日斗美

金武先生と知り合ったのは2年前になる。女性会の研修で京都に行った折、お会いした大学の先生がカンボジアに行ったときに女性司法書士に会ったという話を聞いた。札幌で司法書士をしている弟の里村が東日本大震災の日にカンボジアにいて、金武先生という女性司法書士といつしよだったという話をその時思い出した。東日本大震災が発生した時、金武先生は JICA 長期専門家で、日本司法書士会連合会は司法省の JICA 法整備支援プロジェクトに協力していたそうだ。当時カンボジアでは不動産登記共同省令、法人登記省令、夫婦財産契約登記省令を起草中で、セミ

ナーを開催し、起草メンバーである司法省および国土省職員に対し、日本司法書士会連合会の役員等の司法書士が不動産登記等に関連する民法と民事訴訟法の講義をし、条文案へのアドバイスをするためカンボジアを訪れていた。金武先生は「東日本大震災の際、当時の司法省と国土省の起草班メンバーたちはなけなしの給与から、自分たちの生活を顧みずに寄付してくれた。この時の彼らに対する感謝の気持ちが、私がカンボジアで頑張れる原動力の一つになっている。」と話してくれた。今回この旅行記を書くにあたり、金武先生からこの話を聞いて、カンボジアの人々の心

の暖かさとそれに答える金武先生の感謝の気持ちに私は強く心を動かされた。

私は弟の紹介で金武先生と知り合い、彼女は女性会の研修会の講師をするため一時帰国して、一昨年は札幌、昨年は大分で「カンボジア王国法的制度整備支援」について話をしてくれた。女性司法書士として私は金武先生のことを誇りに思うと同時に彼女の住むカンボジアを訪ねてみたくなった。

司法書士女性会の有志4人でカンボジアを訪ねるつもりでいたが、諸事情で延期になった。偶然秋田空港からシェムリアップ（アンコールワットに最も近いカンボジアの空港のある町）ヘクター便が飛ぶことを知り、思い切ってアンコールワットに行くことにした。

〈1日目〉

秋田空港は猛吹雪。羽田空港も雪で羽田便は欠航。秋田空港に9時15分集合であったが、まだスカイアンコール航空の飛行機は到着していない。南国のパイロットが雪の秋田空港に着陸できるのかかなり心配。秋田空港の出国は私たち89名の団体旅行者だけだったので、何ともスムーズだった。160人乗りの飛行機に89名なので差席もゆとりがあり、小さめの飛行機だったがとても楽だった。オーディオやビデオの装置がないがその分よく眠れた。4時間あまりで台湾の高雄空港着。給油に約2時間かかる。給油後シェムリアップへ。ちょうど春節の時期だったので空港は中国人がいっぱいだった。夕食はレストランでカンボジア料理を食べ、バスの中でホテルのカギを渡され、到着後ホテルの部屋へ。ソカシェムリアップリゾート&コンベンションセンターに泊まる。とても立派なホテル。玄関に春節の日本のお正月に飾る繭玉のような飾りが飾ってあった。時差は2時間。

〈2日目〉

ホテルで朝食後アンコールトム遺跡へ。アンコールトムは12世紀後半ジャンバルマン7世によって建立された。一辺約3キロメートルからなるお堀と高さ8メートルの城壁で囲まれた「大きな街」という意味を持つ城塞都市。以下の場所を見学

- ① 南大門（門の上部には四面を向いた仏顔、下部には3つの顔を持つ象が刻まれている。アンコールトムの5つの門の中では一番美しいと言われている。）
- ② 第一回廊（クメールの人々の当時の生活風景やチャンパ軍との戦いの場面がレリーフとして残っている。）
- ③ 象のテラス（3.5メートルから4メートルの壁面には象や神鳥ガルダの彫刻があしらわれている。中央側壁を支えるのはライオンとガルダが一体化した聖獣ガジャシント）アンコールトムの中で私が一番気に入った場所である。
- ④ ライ王のテラス（ライ王像が安置されていたことで知られる石段状の遺跡。高さ6メートル、壁は2重になっていて、内部には数多くの神像彫刻が残されている。ただしここで見られるライ王像はレプリカ。本物はプノンペン国立博物館にある。三島由紀夫が戯曲の舞台としている。）
- ⑤ バイヨン寺院（宗教は仏教でバイヨン様式。四面仏は49塔（196面）ある。中央祠堂にある四面仏像の観世音菩薩は「クメールの微笑み」と呼ばれ、遺跡を代表するみどころとなっている。京歌子さんによく似た仏像があった。）

次にタ・プローム遺跡を訪れた（1186年ジャヤバルマン7世によって建立された仏教の寺院でバイヨン様式である。ジャヤバル

マン7世は母親の菩提を弔うために建立した。ほとんど修復されないままのためスポアン¹の巨大な根が建物を破壊し、遺跡全体が密林に埋もれてしまっている。他の遺跡にはない神秘性が感じられる。映画「トゥームレーダー」でアンジェリナ・ジョリーが、血管の様な根がこの絡み合う遺跡の中から現れるシーンの撮影地。その場所でたくさんの観光客が記念写真を撮っていた。遺跡をすっぽり覆ってしまう巨大な根っこに植物の力のすごさを感じた）。

その後カンボジア民芸店で買物をし、中華料理店でランチ食べ、ホテルに戻ってお昼寝タイム。カンボジアは乾季で日中はとても暑くみんな休むらしい（シェムリアップは34度・秋田は-5度）。

午後からアンコールワット遺跡を訪ねる。アンコールワットは12世紀中ごろスリーヤバルマン2世によって建立されたアンコールワット様式のヒンドゥー教の寺院である。現在は仏教寺院になっている。例外的に正面が西を向いているので、戦没者の慰霊の寺か、もしくは王墓であると考えられている。東西1,500メートル、南北1,300メートル、幅200メートル周囲5,600メートルのお堀で囲まれた寺院。参道、回廊、5つの塔からなる。9世紀から15世紀にかけてインドシナ半島を制圧したクメール王朝の首都跡。1860年フランスの博物学者アンリ・ムオが、現地の動植物の調査のため、熱帯雨林の中をさまよっていた時に、アンコールワットを発見した。その神々しい光景に、彼は幻を見ているのかと思ったと伝えられている。現在お堀にかかる橋は日本の企業が修復中で横に浮く仮橋が作られていた。この浮の橋が現地の人々にはとても人気だそう。参道入口から本堂入口までの参道はナーガの欄干が続く。ショムリアップの橋の欄干は遺跡も新しい橋もみな9つの頭を持つと言われているナーガになっている。アンコールワットの中では私はこのナーガの欄干がとても気に入っている。そろばんのような連子窓が多く見られる。以下の場所を見学。

- ① 第一回廊（アンコールワット最大の見所。壁面には数々のレリーフが全体を覆いつくし、天地創生神話を描いた「乳海攪拌」や「軍隊の行進」など長編絵巻のような世界が楽しめる。）
- ② 第三回廊（外側の壁にレリーフがある。）
- ③ 中央祠堂（神との交信の場所と考えられている。）
- ④ 十字回廊（1632年江戸時代初期、アンコールワットにやってきた森本右近大夫の墨で書いた漢字が今でも残っている。彼は父の菩提を弔うためにこの地を訪れ、仏像4体を奉納したが、彼はアンコールワットを祇園精舎と思い込んでいた。）

夕方ブレ・ループ（961年ラーजेンドラヴァルマン1世によって建立。ヒンドゥー教の寺院。ブレ・ループとは体を裏返しにするという意味で火葬儀が行われていた寺院であると言われている。中央祠堂からの眺めは最高。）で夕日鑑賞後ピュフェのスタイルの夕食を食べながら、アブラサラダンス（ルーツはジャワやインド舞踊にあり、アンコール王朝初期の9世紀にはすでに宮廷で舞われていたといわれている。）を鑑賞した。

〈3日目〉

午前5時暗いうちにホテルを出発。アンコールワットへ向かう。朝日を浴びるアンコールワットを見るために。なんと神々しい風景であった。この季節はアンコールワットに向かって右側に朝日が見えた。ホテルに戻って朝食を食べ天空の城ラピュタのモデルとなったベンメリア遺跡へ向かった（密林に眠るヒンドゥー教の巨大寺院遺跡。まだ修復されず発見された当時のまま。建築様式に類似点が多いため、アンコールワットの試作品とも言われてい

る。かなり地雷は撤去されていた。木がこれほどまで遺跡を破壊するのかと自然の力にとっても驚いた。遊歩道が整備されている)。

ランチはタイスキ。とてもおいしかった。今日もいったんホテルに戻ってお昼寝タイム。

午後トンレサップ湖クルーズへ向かう。トンレサップとはクメール語で淡水湖と川の意味。トンレサップ湖に近づくとき高床式の家が増えてくる。この湖は乾季は水深1メートルほどであるが、雨季は10メートルにもなる。湖の面積も12倍になるそうだ。東南アジア最大の湖で水上生活をしている人々がいる。浮の上に家を建て、学校も病院もお店も教会もレストランも湖の上にある。ほとんどの家が一部屋でハンモックで寝ている。電気はない。バッテリーで携帯を充電している。住所がないので携帯の電話番号で郵便は局留めにしてもらい船で取りに行く。水上レストランに上陸。ここではワニを養殖していた。

その後アンコールクッキーの店で買物。あのアンコールワットの形をした有名なクッキーのお店。スーパーマーケットにも行ってみる。夕食はホテルの竹園で和食。まだ日本食が恋しいわけではなかったけれど、みんな喜んで食べていた。

〈4日目〉

ホテルで朝食後パンテアイスレイ小学校訪問。この小学校訪問

は今回の旅行の中でもメインのイベントであるとは思っていた。この地域はやっと2年前に電気が使用できるようになったばかりだとカンボジア人のガイドさんから聞いた。

あらかじめ各自が不要になった文房具を持ちよりそれを小学校に寄付したのである。私も娘たちの不要となった、えんぴつとノートを寄付させていただいた。合計ダンボール5箱となり、とても喜ばれた。小学校の授業の様子を見学させていただいた。私は4年生のクラスを見学してもらったが、年齢は9歳から14歳くらいまでの子供がいて、家の事情で遅れて就学する子供もいるそうだ。

オールドマーケット近くの市内のレストランで昼食。オールドマーケット散策。ハート型の石鹸とクロマーと呼ばれている綿のマフラーを購入。ドルが足りなくなって交渉したら、値引きしてくれた。コショウ、しおり、グリーンカレーなども購入。

ホテルに一度戻って休息後トゥクトゥクに乗ってアンコール国立博物館へ行く。アンコールワットやアンコールトムにあったレリーフや仏像はここアンコール国立博物館で保存展示されている。

偏西風の影響で帰りは給油することなくシェムリアップ空港から秋田空港へダイレクトで無事帰国。



平成最後の各士業女性合同研修会の参加者は200人で大盛況でした。

債権法は、重要論点の改正箇所が多く、十分な理解が必要です。

今後も、繰り返し研修会に参加する必要があると感じました。

司法書士 中野 京子

お話を伺う前は、海外で司法書士がどのような法的支援をしているのだろうかと思像もつきませんでした。カンボジアへ赴任された経緯からカンボジアの登記制度、実際に関わられたプロジェクトなどお話し頂き、日本での登記実務を活かした支援活動があることを知り大変興味深かったです。また、外国の登記制度や日本との違いについて生の話を聞けたことで、日本の登記制度についても改めて認識する良い機会となりました。 司法書士 竹原 久美子



編集後記

副会長 宮原 恵子

20年!! 全国司法書士女性会が設立され、20年がたちました。女性が(いや男性も含めて)司法書士として、働きやすい環境にしたいとの思いから、この会が設立されました。旧姓使用がやっと認められ、一段落(でも、沢山の不都合がありましたか)、微

力ですが、司法書士法改正に向けても活動しました。

これからも、若い女性司法書士、若い男性司法書士と共に、司法書士制度の向上に向けて活躍していきたいと思ひます。